

蟹中ガイドブック

～保護者と学校をつなぐ～

令和8年度



蟹江町立蟹江中学校

目 次

★ 学校生活編

◇ 蟹江中学校の教育	1
◇ 蟹江中学校の年間行事予定	3
◇ 蟹江中学校の1週間	4
◇ 学区について	5
◇ よりよい学校生活のために	
①服装・持ち物・自転車通学について	6
②生活のきまり	13
③保健室より	15
④部活動について	17
◇ 非常災害時における登下校	
台風・大雪・地震などのとき	18
◇ 「きずなネット」について	19
◇ 学校集金について	20

★ 手続き・制度編

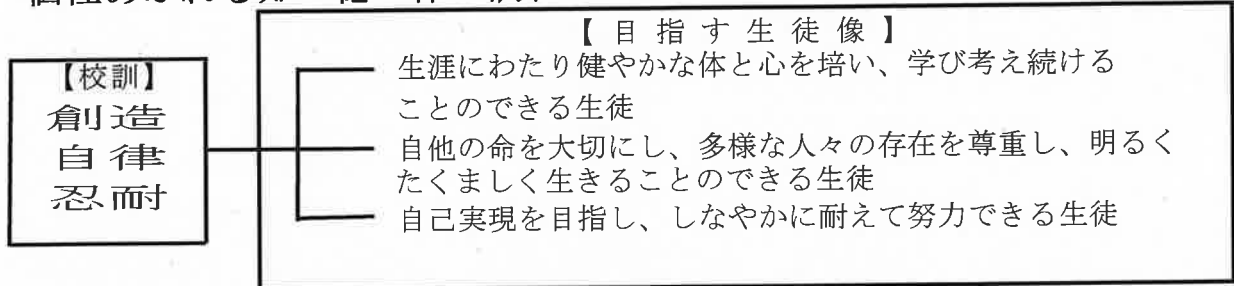
◇ 学校でけがをしたとき	22
◇ 特別な状況で欠席するとき（出席停止・忌引き・入学試験等）	23
◇ 転居・転校時の手続き	24
◇ 支援・各種相談	
①就学援助制度	25
②高校進学後の援助〈中学校〉	26
③スクールカウンセラー	28
④スクールソーシャルワーカー	
⑤通級指導教室オアシス	
⑥校内教育支援センター「オリーブ」	29
⑦蟹江町教育支援センター「あいりす」	
⑧教育関係相談窓口	30
◇ 学割制度〈中学校〉	31

蟹江中学校の教育

1 教育目標

(1) 本校の教育目標

個性あふれる知・徳・体の調和のとれた人間形成を図る。



(2) 経営方針

教育目標を達成するために次の三つの柱を設定する。

<三つの柱>

- ① 生徒への効果的な支援・働きかけ
- ② 教師としての研鑽・実践・研修
- ③ 地域へ開かれた学校・安心安全な学校

ア 各教科・領域・特別活動・道徳・部活動等の指導を進める中で、学ぶことの楽しさ、喜び、成就感を味わわせ、生徒一人一人の豊かな自己実現を図る。

<生徒への効果的な支援・働きかけ>

- 基礎・基本の充実を図るための「分かる授業」「楽しい授業」の展開
- 節度ある生活習慣の確立
- 学校行事・部活動等への意欲的な取組
- 自分の生き方について深く考えさせるキャリア教育の推進

イ 自ら学び、互いの資質を高め、創意工夫の実践を推進し、生徒と共に歩む教師集団を目指す。

<教師としての研鑽・実践・研修>

- 指導技術・力量向上のための授業研究の実施
- 幅広い自己研修の遂行
- 学校評価を生かした教育活動の展開
- 学校組織の活性化とその効果的運用
- 心身の健康の保持増進

ウ 家庭や地域との連携を密にし、生徒の健全育成に努める。

<地域へ開かれた学校・安心安全な学校>

- 地域の行事への積極的な参加並びに地域の一員としての自覚の育成
- P T A活動を基盤とした家庭と学校との交流
- 学校・家庭・地域の連携による、防災意識・安全意識の育成
- ホームページや学年通信等による情報の発信

エ 働き方改革を進め、元気で柔軟な教師集団を確立する。

<心身ともに活力ある教師集団>

- 多忙化を防ぐための年間行事計画の作成と修正

- 校務分掌に起因する個人負担の平坦化
- 各種会議の簡略化
- 部活動の内容と活動時間の更なる検討

(3) 本年度の重点努力目標

生徒の可能性を最大限に引き出し、常に高みを目指す学校づくり

学校生活のあらゆる場面で生徒の可能性を最大限に引き出し、生徒自らが考え行動していく力を育み、一人一人が自信をもち、安心して堂々と前に進むことのできる場を与える教師集団を目指す。

教師としての構え

- ・先回りの指導や過度な丁寧すぎる指導を極力減らし、生徒自らが考え工夫できる場をできる限り多く与えるように心がける。
- ・生徒の心を揺さぶり、心ときめかせるような熱を起こす「仕掛け」を工夫していく。
- ・誰一人取り残さない強固な意志と「いじめ見逃しゼロ」を掲げた指導の徹底。

ア 「自主・自律の精神」育成プロジェクト

自分で考え判断し行動できる場を意図的に設定し、生徒の自主的な活動を活発化させることで



- 自分の考えをもつことの大切さを実感できる
- 自分の判断の結果が問われる場面を経験できる
- 自ら行動することによる成就感を味わえる
- 自分の存在価値を確認し、自己有用感を味わえる



期待したい生徒や集団の姿

多様な考え方やアイデアを積極的に生み出すことができる地盤
他者のために自らの責任を果たしていこうとする意識の向上
自らの手でよりよい学校生活を構築していく生徒集団



全校を巻き込む風を呼び起こす生徒会活動

イ 「授業実践」発展プロジェクト

学び合いの中で、同僚性を高め、互いの授業力向上に努める。

- 自らのよさに気付く心の教育の推進
- 「分かる」「楽しい」授業実践の研究
- 「特別の教科道徳」の実践と評価方法の明確化
- 「主体的な学び」実現に向けた授業の推進
- ICT機器の有効活用を目指した使用方法の研究
- 生徒の好奇心を揺さぶりながら互いの意見を練り上げる授業づくり



ウ 「小中・地域連携」展開プロジェクト

9年間の系統性を確保しながら、小・中にわたる子どもの育ちを見守る。

- 小学校との連携の推進
- 中1ギャップへの対応の充実
- 部活動地域展開の在り方の検討
- 個に応じた支援及び指導の充実



蟹江中学校の年間行事予定

(令和7年度)

	儀式的行事	文化的行事	健康安全・ 体育的行事	旅行・集団 宿泊的行事	勤労生産・ 奉仕的行事	その他の行事
4	入学式 始業式 着任式	学力テスト	避難訓練 発育測定 内科検診(2・3年) 心電図 尿検査 歯科検診(1年) 部活動編成 交通安全教室			PTA役員会 PTA総会 
5		進路説明会(3年)	思春期講座(3年) 内科検診(1年) 歯科検診(3年) 体力テスト	修学旅行 (3年)	地下道清掃	修学旅行説明会 (3年) 野外学習説明会 (2年)
6		定期考査① 実力テスト(3年)	歯科検診(1・2年) 学校保健委員会 情報モラル講座	野外教室(2年)	除草ボランティア	PTA役員会 地区(総合)体育大会
7	終業式				大掃除	地区(総合)体育大会 西尾張体育大会 県体育大会
8						県体育大会 東海体育大会 全国体育大会 三者懇談
9	始業式	定期考査②	防災訓練 発育測定 思春期講座(2年)		地下道清掃	PTA役員会
10		文化祭 実力テスト(3年) 進路説明会(3年)	体育祭 			アメリカイリノイ州マ リオン市交流会
11		定期考査③		名古屋分散学習 (1年)	職場体験(2年)	三者懇談(3年) まちづくりミー ティング 入学説明会
12	終業式	定期考査④(3年)	思春期講座(1年) 薬物乱用防止教室(2年)		大掃除 ワックスがけ	
1	始業式		発育測定			三者懇談
2		定期考査④(1・2年) 卒業テスト(3年) 芸術鑑賞会 ようこそ先輩	学校保健委員会			PTA役員会
3	卒業式 修了式	3年生を送る会			大掃除 ワックスがけ	学年PTA(1・2年)

※ 令和8年度の詳細は4月のPTA総会で配付します。

蟹江中学校の1週間（令和8年度版）



【日課】

時限	月	時限	火	水	木	金
8:30 8:40 8:45	S T	8:30 8:40 8:45	S T			
1	1	1	6	12	18	24
9:35 9:45		9:35 9:45				
2	2	2	7	13	19	25
10:35 10:45		10:35 10:45				
3	3	3	8	14	20	26
11:35 11:45		11:35 11:45				
4	4	4	9	15	21	27
12:35	給食	12:35	給食			
13:15 13:30		13:15 13:30				
5	5	5	10	16	22	28
14:20 14:40	清掃 S T	14:20 14:30				
14:50	(委員会)		6	11	17	23 29
(15:30)	部活動なし	15:20 15:40 15:50	清掃 S T			
			部活動		隔週で部活動	部活動

※令和8年度より、毎日清掃活動を行います。

◆下校時刻

(令和8年度)

	4～10月	11、12月	1～3月
部活動終了時刻	16:30	16:15	16:30
最終下校時刻	16:45	16:30	16:45

Q. 下校後、学校に用事がある場合は、どうすればいいの？

A. まずは学校へ電話をしてください。

学校へは、制服または体操服で来てください。



学区について

通学区域の略図



所在地 〒 497-0030 海部郡蟹江町宝三丁目 20 番地
電話番号 0567-95-2057
FAX番号 0567-96-2947
交通案内 近鉄蟹江駅下車 南東へ徒歩3分
Webページ <http://kanie-j.kanie-schoolnet.jp/>
e-mail kaniechu@kanie-schoolnet.jp

よりよい学校生活のために

入学までの準備についてー 服装・持ち物について①ー

◆入学までにご家庭で用意していただくもの（本校指定のもの）

- 上履き（スリッパ）
※白シールに名前を記入する



- 通学用運動靴
色は華美でないものとする。
運動に適した紐付きの靴であること



- 体育館シューズ（ライトブルーライン）
シューズ袋（布製1枚）



- ナップサック



- デイパック



- 体育の服装（夏）
体操シャツ、ハーフパンツ



- 体育の服装（冬）
体操シャツ、ジャージ上下
（ハーフパンツも可）



- 通学用自転車（自転車通学者のみ）



- スタンドの形状
（両脚スタンド）



- ヘルメット



◆ 自転車通学についての詳細はP 1 2を参照してください。

◆ お願い

- 持ち物すべてに名前を記入してください。

よりよい学校生活のために

— 服装・持ち物について②—

1 制 服

制服の規定について

※ R7年度より町内統一でブレザータイプの制服が追加導入されました。新入生・在校生問わず、全ての生徒が旧制服、新制服、どちらのタイプの制服も着用が可能です。

【旧制服の規定】

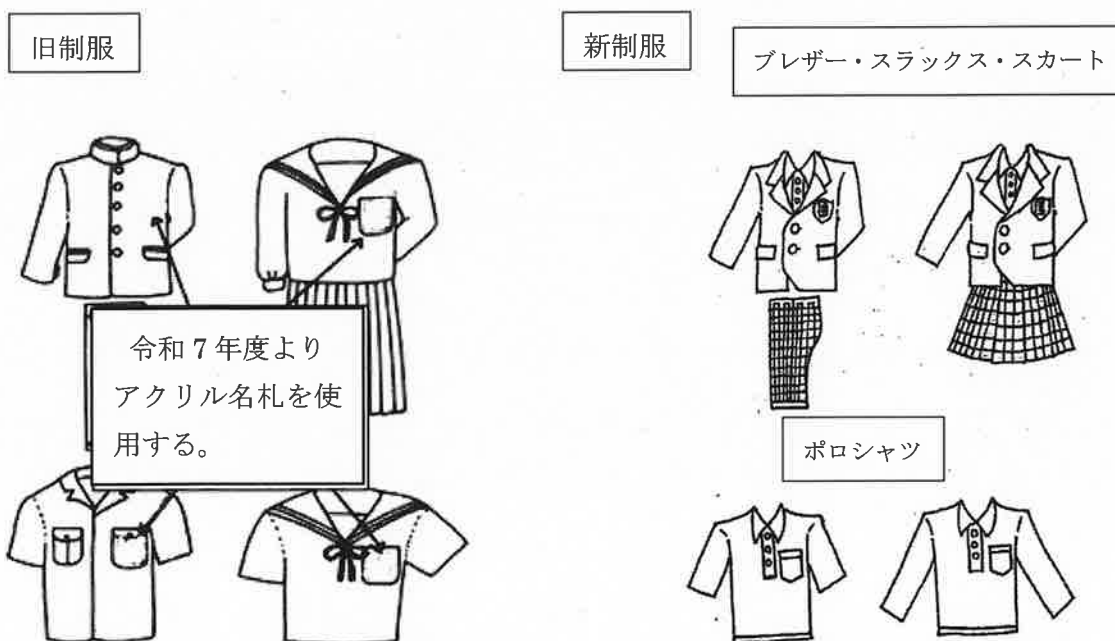
旧制服	
上 衣	<p><詰め襟学生服></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黒色の詰め襟学生服 ・ 白のカッターシャツ <p><冬用セーラー服></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 濃紺色の標準型セーラー服 ・ 白の襟カバーをつける <p><リボン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黒色で、幅2cm程度のもの
	<p><夏用セーラー服></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 白色の標準型セーラー服 ・ 襟は紺色で白線が1本 <p><リボン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黒色で、幅2cm程度のもの
下 衣	<p><ズボン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黒の学生ズボン ・ 裾はシングル・ダブルのいずれか ・ 自然なストレート型でノータック ・ 細くしたり、太くしたりいたずらに形態を変えない <p><スカート></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 濃紺色のスカート ・ スカート丈はひざが全部隠れる程度 丈を長くしたり、短くしたりしない

【新制服の規定】

新制服（男女共通）	
上 衣	<p><ブレザー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボタンは町で統一のもの ・ 左胸のポケットに蟹江中学校のエンブレムを付ける
下 衣	<p><スラックス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チェック柄のスラックス ・ 細くしたり、太くしたりいたずらに形態を変えない <p><スカート></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チェック柄のスカート ・ スカート丈はひざが全部隠れる程度 丈を長くしたり、短くしたりしない

新旧共通規定	
シャツ	<p><開襟シャツ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 白色の開襟シャツ <p><カッターシャツ（長袖・半袖）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 白色のカッターシャツ <p><ポロシャツ（長袖・半袖）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 白無地のもの ・ ワンポイントならよい ・ ボタンは二つまたは三つで、色は白基調のもの ・ 胸ポケットがあるもの ・ 襟の裏地については華美でないものとする
靴下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 華美でない色でくるぶしが隠れるもの
ベルト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 黒色で無地のもの
肌着	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色は白、黒、紺等の無地のもの ・ ワンポイント可 ・ 肌着は必ず着用する
靴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動に適した紐付きで華美でないもの ・ 高価なものは避ける
名札	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横長長方形、クリップ・安全ピン付きアクリル名札を使用する ・ クラス章、校章については使用しない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ スリッパ・体育館シューズは指定のものを使用する ・ スリッパや体育館シューズには必ず名前を明記する

【新旧共通規定】



【新旧制服の可能な組み合わせ】 ※下記以外の組み合わせは原則不可

＜旧制服の着用＞

上 衣	詰め襟学生服	セーラー服
下 衣	旧ズボン	旧スカート
インナー	カッターシャツ、ポロシャツ	

＜新制服の着用＞

上 衣	ブレザー
下 衣	新スラックス、新スカート
インナー	カッターシャツ、ポロシャツ

＜その他の着用＞

上 衣	カッターシャツ（長袖・半袖）、ポロシャツ（長袖・半袖）、開襟シャツ
下 衣	旧ズボン、旧スカート 新スラックス、新スカート

【新旧制服の着こなしについて】 ※今年度の様子を見て随時更新していく

着こなしについて
<p>＜上衣についての着こなし＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 詰め襟学生服・ブレザーの下には、白のカッターシャツ、もしくはポロシャツ（長袖又は半袖）を必ず着用する。また、気候に合わせて開襟シャツを着用してもよい 詰め襟学生服・ブレザーを着る際には、ポロシャツ・開襟シャツ・カッターシャツの裾はしまう ポロシャツのみを着用するときは、シャツの裾を出してもよい 開襟シャツ・カッターシャツのみを着用するときは、シャツの裾をしまう セーラー服の下には、襟の見えるものや派手なものを着用しない <p>＜ボタン＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ポロシャツ、カッターシャツの一番上のボタンは外してもよい ブレザーの前ボタンは一番上のボタンのみ留め、下のボタンは外してもよい <p>＜ベルト＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧ズボン、新スラックスを使用する際はベルトを着用する

2 体育時の服装

- 半袖・ハーフパンツを基本とし、季節・気温・天候に応じてジャージを着用する。
- 冬季はウォーミングアップ等、体が温まるまでウインドブレーカーを着用してもよい（教科担当の指示に従う）。

[名前の記載について]

- ① 半袖体操シャツは左胸に自分の名前をアイロンプリントで入れる。
- ② ハーフパンツは名前を左部分に自分の名前を刺繍する。
- ③ ジャージは左肩に自分の名前を刺繍する。

3 防寒着・防寒具

- ・ 季節・気温・天候に応じて各自で判断し、使用する。

【防寒着・防寒具規定】

アウター類	
可○	不可×
<Pコート、ダウンジャケット> <ul style="list-style-type: none"> ・ 色は問わないが、派手な装飾やプリントがされているものは避ける ・ フード付きでもよいが、原則使用しない <ウインドブレーカー> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部活で使用しているもの、またはそれに準じて家庭で購入したもの、色は問わない ・ フード付きでもよいが、原則使用しない 	<ダッフルコート、ベンチコート> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車に乗るときに危険なため、丈が長いコートは不可
インナー類（詰め襟学生服とブレザーの下に着るもの）	
<セーター、ベスト、カーディガン> <ul style="list-style-type: none"> ・ 色は白、黒、紺、灰、茶など無地で華美でないもの ・ ワンポイント可 	
<その他> <ul style="list-style-type: none"> ・ マフラー、ネックウォーマーを着用してもよい（華美でないもの） ・ 手袋を着用してもよい（華美でないもの。ミトン、革製のものは不可） ・ 黒のタイツ・レギンスを着用してもよい <着こなし> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生服、セーラー服、ブレザーの下にインナー（セーター、ベスト）を着用する（防寒用目的のみ） ・ 詰め襟学生服、ブレザーの袖から、インナーが出ないようにする 	

4 その他

<頭 髪>

- 中学生らしいすっきりした髪型とする。整髪料は使用しない。
 - ・ 受験（面接）時にふさわしい頭髪を自ら考え判断する。
 - ・ 運動や勉強の妨げにならないような髪型とする。（髪を結ぶなど）
 - ・ 髪を結ぶゴムやピンは、単色の黒・紺・茶を使用する。
 - ・ パーマ、染髪や脱色、飾りつけを避ける。また、過度な刈り込みなど、上記の内容を逸脱する頭髪はしない。

<カバン>

- 本校指定のデイパック、ナップサックを使用する。

<その他>

- 化粧、ピアス、マニキュアなど、学校活動において不必要な身だしなみは不可。

[体育時の服装・上履き・体育館シューズの販売協力店]

店名	所在地	電話番号
ツノダ	本町9丁目168番地	0567-96-7700
長崎屋	【津島店】津島市今市場町2-35	0567-25-7060
	【愛西店】愛西市持中町郷前74	0567-26-2068

5 自転車通学について

ア 自転車通学許可区域

- ・ 舟入小学区（南部）
- ・ 新蟹江小学区（すべて）
- ・ 蟹江小学区（愛知県道29号より北）

イ 自転車通学許可について

上記に該当する生徒は、希望により自転車通学許可願を申請し、許可証を自転車の後輪どろよけに貼る。

ウ 臨時の自転車通学許可について

申請し、臨時許可を受ける。

エ 通学用自転車及び安全な自転車通学について

○ 通学用自転車

次の条件を満たすものに許可証を発行する。

- ・ ハンドルは、安全性の高いものにする。
- ・ ブレーキ、ライト、反射鏡、ベルなどがよく整備されたものとする。
- ・ スタンドは両脚スタンドとする。
- ・ 立ち乗りバーは禁止とする。
- ・ 防犯登録を済ませ、施錠のできるものとする。
- ・ 自転車の安全点検は、各自で随時実施する。

○ 安全な自転車通学について

- ・ 自転車損害賠償責任保険等へ加入する。（令和3年10月より条例で義務化）
- ・ SGマーク付き（安全基準を満たしたもの）のヘルメットを推奨する。
- ・ ヘルメットを着用し、あごひもをしっかりしめる。

※ 二人乗りや、ヘルメットを被らずに走行するなど、危険な乗り方をしないように指導しています。ご家庭でもご指導をお願いします。

オ 雨天時の自転車通学について

- ・ カップを使用し、傘は用いない。

カ 徒歩通学者および電車通学者の自転車使用について

- ・ 部活動や学校行事（職場体験学習）等で自転車を利用する場合は、上記の「エ、オ」に準ずる。

6 電車通学について

富吉駅周辺から通学する場合は、近鉄電車で通学することができます。定期券の購入については、入学式後にご案内いたします。

よりよい学校生活のために

— 生活のきまりについて —

蟹江中学校の生徒として心身ともに健全で、思いやりのある明るい生徒となるよう以下のことについて指導しています。ご家庭でもご協力をお願いします。

蟹江中学校の一日

蟹江中学校の生徒である自覚と誇りをもって、規則正しい生活が送れるように、次のようなことが当たり前のできる生徒になろう。

① 登校（充実した一日は、時間のゆとりとさわやかな挨拶から始まります）

- ・欠席連絡は、「きずなネット」に8時15分までに入力していただくか、8時00分から8時15分の間に保護者の方から電話での連絡をお願いします。
- ・持ち物は前日に準備し、服装を整えて、時間に余裕をもって登校しましょう。
- ・交通ルールを守り、安全に登校します。
- ・自転車での通学は、必ずヘルメットを着用します。ヘルメット、鍵は各自で管理します。
- ・8時25分までに、学習用具、カバン等を整理して学校生活の一日の準備をしましょう。
- ・8時30分に教室にいないと遅刻となります。

② 授業（学習環境を整えて、より深い学びにつなげる）

- ・チャイム3分前着席を心がけ、教科用具の準備をして授業に臨みます。
- ・授業の始めと終わりの挨拶、礼を大切にします。
- ・「自分の考えを発表し、他の人の考えを聞く」という学習態度で授業に臨みましょう。受け身になるのではなく、自分から進んで学習に取り組む意欲をもって臨みましょう。
- ＊教科書等忘れ物の貸し借りは原則してはいけません。
- ＊忘れ物をして、取りに帰宅してはいけません。職員室前の公衆電話で連絡をして持ってきてもらうのはよいこととします。

③ 休み時間（次の活動への切り替えを上手に行うことが集中力を生み出す）

- ・休み時間は、次の授業の準備の時間です。遊びの時間ではありません。
- ・更衣や教室等の移動は時間内に速やかに行います。
- ・無断で他の教室に入りません。

- ④ 給食（食べ物に対する感謝の気持ちをもって食事することがマナーの第一歩です）
 - ・給食当番は、白衣・マスクを身に付けて配膳を行います。
 - ・感謝の気持ちを含め「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶をします。

- ⑤ 清掃（積極的に場を清め、自分自身の心も磨きましょう）
 - ・自分たちの場所は自分たちの手で環境美化に努めます。
 - ・道具も大切に扱うようにしましょう。

- ⑥ 下校（下校時刻や交通ルールを守ることが、安全下校の基本です）
 - ・放課後は部活動に参加するか、部活動がない場合は速やかに下校します。
 - ・通学路を通して安全に気を付けて帰宅します。
 - ・部活動後の下校は、部活動のままの服装でもよいこととします。
 - ・部活動終了時刻、最終下校時刻は必ず守るようにしましょう。

【その他】

- ・職員室前の公衆電話は、職員室の先生に許可を得てから使用します。
- ・公衆電話の使用には、テレホンカードが必要となります。各自で用意してください。

学校電話対応時間について

下記以外の時間では、原則自動音声による対応となります。生徒の生命や安全に関わるような事件、事故などが発生し、時間外で緊急に学校への連絡が必要な場合は、蟹江町役場（0567-95-1111）までご連絡ください。

平日	午前7時30分から午後6時まで
夏季休業期間等	午前8時30分から午後5時まで
夏季休業等期間中の出校日	午前7時30分から午後5時まで
土日祝日及び学校閉校期間 (お盆、年末年始等)	終日自動音声による対応

よりよい学校生活のために

— 保健室より —

中学生時代は、心身が急激に成長・発達をする時期です。近年は、子どもたちをとりまく社会環境や生活様式の変化に伴い、さまざまな健康課題への対応も必要となってきています。子どもたちが心身ともに健全な学校生活を送ることができるように、ご家庭との連携を図りながら保健室からも支援していきたいと思います。お子さんに気になる様子が見られましたら、養護教諭までご相談ください。子どもたちの問題行動の背景には、心のSOSサインが隠れていることがありますのでご注意ください。

ご希望があれば、スクールカウンセラーと相談することもできます。教頭、担任、養護教諭までお申し出ください。

(1) 疾病治療や精密検査について

- ① 定期健康診断の結果、病気や異常が見つかった場合は、治療のお勧めをお渡しします。お子さんが、健康で安全な学校生活が送れるように早期受診・早期治療をお願いします。
- ② 受診されましたら、速やかに報告書をご提出ください。

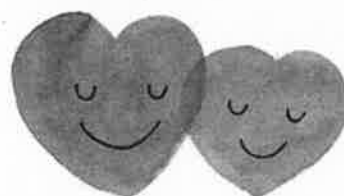
(2) 体調が悪くなった場合について

- ① 保健室では、37.5℃以上の熱がある場合や1時間をめどとして休養してもよくならない場合は、生徒連絡カードに従い保護者の方へ連絡をします。その際は、お迎えをお願いします。生徒の安全に配慮し、一人で帰宅させることはできるだけ避けます。
- ② 登校前に体調が悪い場合は、無理をせず、お子さんの体調を第一に優先させてください。
- ③ 保健室では、医師の指示がない限り、内服薬（湿布を含む）は服用させません。持病があるときは、必要な薬を持たせてください。中学生になり、生理痛がひどくなる生徒が増えています。学校で生理痛がひどくなった場合にいつでも服用できるように、内服薬の持参をおすすめします。
- ④ アレルギーや慢性疾患など、学校での配慮が必要な場合は、担任や養護教諭までお知らせください。

必要に応じて、事前に面談を行い思いますので、養護教諭までご連絡ください。

(4) 学校管理下で災害が発生した場合について

- ① 受診が必要と思われる場合は、応急処置後、保護者の方に連絡します。連絡が入りましたら、保険証（マイナンバーカード）と子ども医療費受給者証をご持参の上、医療機関に来ていただきますようお願いいたします。治療や検査のために個人情報に関わる内容が問われますので、保護者の方の同伴が求められます。
- ② 受診する場合は、かかりつけの医療機関を優先して連絡しますが、かかりつけの医療機関が遠方の場合や連絡がとれない場合は、近隣の医療機関に連絡をとる場合がありますのでご了解ください。
- ③ 学校管理下の災害で、医療機関にかかった場合は、日本スポーツ振興センターの手続きをした後、給付金を受け取ることができます。手続きに必要な書類をお渡ししますのでお申し出ください。また、月ごとに申請を出しますので、月をまたぐ際はお申し出ください。



よりよい学校生活のために

部活動について

中学校では、興味関心のある部活動に所属し、3年間継続して活動します。部活動を通して苦手なことに挑戦する勇気、失敗しても諦めない粘り強さ、目標を目指して進んでいく持続力、かけがえのない友情を築くことができるでしょう。

◆入部までの日程（令和7年度）

4月上旬・・・部活動見学

中旬・・・希望人数調査・第1希望体験入部

下旬・・・第2希望体験入部、第3希望体験入部
体験入部後の希望調査、最終入部調整

5月・・・仮入部

6月中旬・・・入部先決定

※ 各家庭で本人の特性や登録人数を考慮してよく話し合い、自分に合っている部を希望するようにしてください。

※ 入部先は基本的に第1希望とします。ただし、希望人数に偏りがある場合は、部の現状を全体場で説明します。生徒・保護者の判断で変更することもできます。

※ 校外の文化教室（学習塾等は除く）やスポーツクラブに所属している場合は、ご相談ください。



◆令和7年度の部活動

バレーボール	男子	女子	野球	男女合同
バスケットボール	男子	女子	サッカー	男女合同
卓球	男子	女子	吹奏楽	男女合同
剣道	男子	女子	造形	男女合同
ハンドボール	男子	女子	園芸	男女合同
ソフトテニス	男子	女子	コンピュータ	男女合同
ソフトボール		女子		

◆その他

- ・ 定期考査は、テスト期間（5科目は5日前、7科目は7日前から）を設け、原則一定期間全ての部の活動を中止します。
- ・ 毎週月曜日・木曜日（隔週）・お盆期間（約1週間）・年末年始（約1週間）は、原則部活動を実施しません。
- ・ 毎月、顧問より「活動予定表」が配付されます。
- ・ 対外試合やコンクール参加などのため、自転車や公共交通機関を利用して移動する場合があります。

非常災害時における登下校

台風・大雪・地震などのとき

非常時は、いかなる場合においても、お子さんの生命と安全確保を第一に考えた行動となります。「愛知県全域」「愛知県西部全域」「尾張西部全域」または「蟹江町」に、以下のような警報等が発令された場合の行動をまとめましたので、ご家庭の見やすい場所に掲示してご活用ください。

種 類		🏠 自宅にいる場合 🏠	🏫 学校にいる場合 🏫
気 象 庁 が 発 表 す る 内 容	特別警報 ※これまでの警報基準をはるかに超え、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される	午前 6 時 30 分の時点で 解除 ⇒ 通常どおり 発令中 ⇒ 自宅待機	安全に帰宅できる ⇒ 授業を中断し下校 (小学校は通学団下校)
	警戒レベル4以上 ※災害発生の危険度に応じて住民がとるべき行動の分類(1~5段階)	午前 11 時までに 解除 ⇒ 第5限から授業 発令中 ⇒ 臨時休校	安全な帰宅が困難な場合 ⇒ 安全な場所で待機 (状況により引き渡し)
	警報 暴風(暴風雪)	通常どおり ⇒ 保護者が危険と判断する場合は登校を見合わせ、安全確認ができたなら登校	通常どおり
	大雨・洪水・大雪等	通常どおり	通常どおり
	注意報 強風・大雨・洪水等	通常どおり	通常どおり
	地震	震度5弱以上 (近隣市町村含む) 臨時休校	安全に帰宅できる ⇒ 授業を中断し下校 (小学校は通学団下校) 安全な帰宅が困難な場合 ⇒ 授業を中断し、安全な場所 で待機 (状況により引き渡し)
震度4以下 (近隣市町村含む) 南海トラフ臨時情報 (巨大地震警戒) (巨大地震注意)	通常どおり ⇒ 保護者が危険と判断する場合は登校を見合わせ、安全確認ができたなら登校	通常どおり	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">登下校中に地震が発生した場合</div> ⇒ 揺れを感じたら、建物・ブロック塀・自動販売機・窓ガラス等危険な場所の近くから離れ安全な場所を探し避難(頭をかばん等で保護) 揺れが収まったら自宅又は学校の近いほうに向かう			
弾道ミサイル発射による全国瞬時警報システム(Jアラート)発信		🏠 自宅にいる場合 🏠 自宅で待機し、避難解除の発信の後に登校	🏫 学校にいる場合 🏫 ・校内で安全確保 ・安全確認の上、授業継続

・上記は、あくまでも原則の対応となります。各情報については、気象庁のHP・テレビのデーター放送・NHKテレビの東海地方版等でご確認ください。

・登下校等において学校独自の対応等がある場合は、別途学校長から連絡します。

・学校でも指導の徹底を図りますが、ご家庭でも緊急時の対応についての話し合いを深めておいてください。

(避難場所、緊急連絡先、家庭での役割分担、ガスや電気の遮断等)

「きずなネット」について

— 緊急・お知らせ・欠席等連絡メールシステム —

蟹江町では中部電力（株）の「きずなネット」サービスを利用して、学校からの緊急の連絡やお知らせの配信、保護者様からの欠席・遅刻・早退の連絡受信を行います。

◆配信される内容

種 類	内 容
学校連絡	台風、地震時の児童の引き渡し方法など 学校行事時の下校時刻など
防犯情報	不審者に対する情報など

◆登録方法

- ・次ページの登録方法にしたがって登録してください。
- ・登録料は必要ありませんが、メールの送受信にかかる通信料やインターネットの接続料は受信者の負担となります。
- ・パソコンのメールアドレスでの登録もできますが、緊急性・利便性という点から携帯電話での登録をお勧めします。
- ・携帯電話の回線状況や電波状況によりメール配信時刻に遅延が生じることがあります。
- ・年度の終わりには、教育委員会から詳しい案内文書が出ます。
- ・新1年生の保護者様は、1月1日以降に登録してください。

◆修正・解除方法

- ・次ページの登録方法に準じ、修正・解除をしてください。

◆欠席等連絡方法

- ・次々ページの欠席連絡方法にしたがって連絡してください。
- ・欠席等をする日の午前8時までに連絡してください。

◆問い合わせ先



中部電力株式会社インターネットシステムお客さまサポート

【TEL】 0120-342-089 (フリーダイヤル)

{ 平日 9:00 ~ 12:00 , 13:00 ~ 17:00 }

【E-mail】 info@cep.jp


学校集金について

— 学校が集めるお金について —

学校教育にかかる費用のうち、保護者のみなさんに負担していただく経費のことを学校集金といいます。

◆種類と金額は？

毎月（8月を除く）、下表の金額合計が1万円となるよう集金します。令和8年度の集金額については、年度当初にお知らせします。

種類	内容	金額
学年費	ワークブック・ドリルなどの各種教材費、紙代 など 1家庭につきPTA会費 (年額3,000円)	1万円から、積立金 3,000円と前月の給食費を引いた額。詳細は、学年だより等でお知らせします。
給食費	中学校 270円 × 実施回数 	実施回数分を翌月集金します。 例：4月に14回実施した場合 270円×14回=3,780円を5月に集金
積立金	野外教室費用、修学旅行費用、卒業アルバム代 など	月額3,000円 詳細は、学年だより等でお知らせします。

◆集金方法は？

- ・方法 毎月、口座振替で集金を行っています。《ゆうちょ銀行のみ》
(8月は振替を行いません。)
- ・手続き ①ゆうちょ銀行の口座を開設してください。
(すでに口座をお持ちの方は、その口座をご利用ください。)
②入学・転入時にお渡しする「自動払込利用申込書」に必要事項を記入の上、ゆうちょ銀行の窓口へ提出してください。(次ページを参照)



◆引き落とし日（振替日）は？

- ・引き落としは、毎月12日です。
12日が土日祝日の場合は、翌営業日（次の平日）になります。
- ・引き落とし手数料が、1回につき10円かかりますので、ご了承ください。(R7.11月現在)



- Q. 残高不足で引き落としができなかった場合は？
A. 現金で集金させていただきますので、よろしくお願ひします。
(お知らせの文書と集金袋をお渡しします。)

◆自動払込利用申込書の書き方について

記入・提出上の注意を確認し、**年内中**にお手続きをお願いします。

＜記入・提出上の注意＞

- ・ 郵便局に口座がない方は、口座を開設してからご記入下さい。
- ・ 口座名義は、保護者様でも生徒本人でも結構です。
- ・ 2枚複写です。ボールペンで強く、次の①～⑥をすべて記入してください。
- ① 住所（通帳に記入されている住所） ② 名義人 ③ 日中に通じる電話番号
- ④ 通帳の記号番号 ⑤お届け印を1枚目に押印
- ⑥ 備考欄は出身小学校と6年生のクラス、生徒名（カタカナ）を記入する
- ・ 「ご契約者住所氏名」欄は記入せず、空欄のままにして下さい。
- ・ ご記入後、そのまま最寄りの郵便局に、お出してください。

自動払込利用申込書 自払申込

（記入見本）

※太枠内はボールペンではっきりとご記入ください。
 ※「お届け印」欄には、通帳封金のお届け印を押し付けてください。
 ※新旧口座通帳を併せて、ご提出ください。
 私は下記の払込金を次により自動払込みによって支払うこととしたいので依頼します。
 なお、本申込書は、

① 通帳に記入してある住所

② 通帳の名義人

③ 電話番号

④ 通帳の記号番号

郵便番号 (497 - ****)

海部郡蟹江町〇〇△丁目□□番地


フリガナ カニエ タロウ

蟹江 太郎 様

日中に通じる電話番号 会社 自宅 *** - **** - ****

記号番号 1 * * * 0 * * * * * * * *

お届け印



加入者名 蟹江町立蟹江中学校 学年会計 A

口座番号 12110-99903891

⑤ 通帳のお届け印を忘れずに！

払込開始月 8年4月から 払込日 毎月12日 (再払込日 日) 土・日・祝日の場合は翌営業日

<input type="checkbox"/> 電気料金 20	<input type="checkbox"/> 住宅使用料 25	<input type="checkbox"/> 授業料等 29	<input type="checkbox"/> 割賦代金 34
<input type="checkbox"/> ガス料金 21	<input type="checkbox"/> 公園管理費 26	<input type="checkbox"/> 購読料 31	<input type="checkbox"/> 貸金 35
<input type="checkbox"/> 水道料金 27	<input type="checkbox"/> 商業会議所費 27	<input type="checkbox"/> 生命保険 32	<input checked="" type="checkbox"/> 給食費等
<input type="checkbox"/> 電話料金 23	<input type="checkbox"/> 各種保険料 28	<input type="checkbox"/> 会費 33	

▼「ご契約者住所」はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。

おところ 郵便番号 (-)

フリガナ

⑥ 備考欄に 出身小学校+学年クラス
 お子さんの名前（生徒名）をカタカナで書いてください。

↓

〇〇小 6年〇組
カニエ ハナコ



かに丸くん

蟹江町内

統一ページ

学校でけがをしたとき

— 災害共済給付制度 —

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、万が一、学校生活の中でお子様がけがなどをして医療機関にかかった場合に、医療費や見舞金を保護者に給付する制度です。

◆給付の対象

学校の管理下における児童生徒の負傷・疾病に対する医療費、障害または死亡が給付の対象です。
 ※学校の管理下とは、登校するときから、下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・校外学習・運動会・修学旅行・野外教育活動・授業後の部活動・学校から参加する各種大会などを含みます。

◆掛金

年間1人935円（R7）必要ですが、蟹江町では町が全額負担しています。

◆申請の手続き

学校でけがをして医療機関にかかった場合、保護者の方へ用紙をお渡しします。「医療等の状況」は病院で、「日本スポーツ振興センター災害給付金振込希望口座」は保護者の方で記入していただき、学校に提出してください。

◆給付金額

療養費 5,000 円（自己負担 1,500 円）以上が給付の対象になります。

（例）療養費 5,000 円の場合

医療保険（保険証） 3,500 円

自己負担 1,500 円

日本スポーツ振興センター給付金は 2,000 円

医療費 1,500 円

見舞金 500 円

◆給付方法

- ・給付金の請求は、1 か月ごとに行いますので、治療が翌月にかかる場合は新たに用紙をお渡しします。その場合は、お申し出ください。
- ・蟹江町子ども医療助成があり、自己負担（窓口での支払）がありませんので、見舞金のみが給付金として保護者の金融機関口座に蟹江町より振り込まれます。

◆給付の制限

- ・けがなどをした日から2年以内に請求しない場合、給付の請求権がなくなります。
- ・損害賠償など、第三者などにより補償を受けた場合は、給付を行わない場合があります。
- ・生活保護世帯の児童生徒のけが・疾病については給付されません。（別の制度があります。）

特別な状況で欠席するとき

— 出席停止・忌引き・入学試験等 —

◆出席停止

- ・病気で学校を休む場合、その病気によっては「出席停止」といって、欠席扱いにならない場合があります。医師の診断に基づきます（診断書は不要）ので、分かり次第学校にお知らせください。

【主なめやすとして】

- インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
- 新型コロナウイルス感染症 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
- 百日咳 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻疹（はしか） 解熱した後3日を経過するまで
- 風疹（三日ばしか） 発疹が消失するまで
- 水痘（水ぼうそう） すべての発疹が痂皮（かひ）化するまで
- 咽頭結膜熱（プール熱） 主要症状が消退した後2日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

結核

腸管出血性大腸菌感染症

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

その他の感染症

学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎

ヘルパンギーナ（流行性の夏かぜ）、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、

など

◆忌引き

- ・親戚にご不幸があったとき、それに関連する欠席については出席簿上で忌引き扱いになる（学校を休んでも欠席にならない）場合があります。ただし、児童・生徒と亡くなった方との続柄によって、忌引きになる日数が以下のように異なります。（遠距離の場合は、往復の日数も加えることができます）

父母 7日以内

祖父母 3日以内

曾祖父母 1日以内

兄弟姉妹 3日以内

おじ・おば 1日以内

◆入学試験等（入学試験・蟹江町教育支援センター出席など）

- ・入学（就職）試験当日は、出席停止・忌引き等と同様に、「欠席」扱いにはなりません。
- ・蟹江町教育支援センター（あいりす）等に出席の場合は、「出席」扱いとなります。

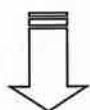
◆ラーケーションの日

- ・令和5年度より愛知県では子どもの学び（ラーニング）と、保護者の休暇（バケーション）を組み合わせ、未来につながる家庭での主体的・体験的な学びを応援するための「ラーケーションの日」が実施されています。
- ・出席停止・忌引き等と同様に、「欠席」扱いにはなりません。
- ・「ラーケーションカード」に必要事項を記入し、取得日の1週間前までを目途に、児童生徒または保護者が学校（担任）に提出してください。*電話での届出はできません。

転居・転校時の手続き

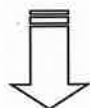
◆転居等にもなう転校の手続き

① 今、通っている学校へ



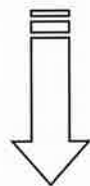
- ・転居予定日／転居先の住所／転校先の学校名
を分かりしだい担任に連絡してください。

② 蟹江町役場へ



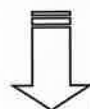
- ・住民課で住民票の異動手続きをします。
- ・教育課で「転出学通知書」を発行してもらいます。

③ 今、通っている学校へ



- ・学校へ「転出学通知書」を提示してください。
- ・「在学証明書」／「教科用図書給与証明書」
を学校で発行してもらいます。

④ 転出先の市役所（町・村役場）へ



- ・住民課で住民票の異動手続きをします。
- ・教育課で「転入学通知書」を発行してもらいます。

⑤ 転校先の学校へ

- ・転校先の学校に電話連絡をしてください。
- ・「転入学通知書（市役所等で発行）」を提示してください。
- ・「在学証明書」／「教科用図書給与証明書」を提出してください。

◆必要な書類

在学証明書	学籍の異動など、転校先の学校との引継ぎに必要です。
教科用図書給与証明書	蟹江町の学校と転校先の学校とで教科書が同じか確認します。
転出学・転入学通知書	教育委員会から学校への通知文書です。

①就学援助制度

経済的な理由でお困りのご家庭に対して、学校で必要な費用の一部を援助する制度です。蟹江町では、新入学学用品費・学用品費・修学旅行費・給食費が援助対象費用となります。

◆対象となる家庭

- ① 生活保護が廃止または停止された家庭
- ② 町民税が非課税または減免された家庭
- ③ 個人事業税または固定資産税が減免された家庭
- ④ 国民年金の掛金が免除、または国民健康保険税が減免された家庭
- ⑤ 児童扶養手当が支給された家庭
- ⑥ 生活福祉資金の給付を受けた家庭
- ⑦ その他経済的理由のある家庭

☆注意☆

上記のいずれかに該当していても、所得額が認定基準額を超過している場合は、援助を受けることができません。

◆申請方法

- ・受給申請書（教育委員会にあります）
- ・援助費の振込み先となる保護者名義の預金通帳（ゆうちょBKも可）
- ・世帯全員のマイナンバー通知書 又は カード
- ・賃貸住宅にお住まいの方は、家賃がわかる書類（賃貸契約書）
をお持ちのうえ、蟹江町教育委員会（蟹江町役場2階 教育課）へ。

【詳細については教育委員会へご確認ください。申請の案内は町広報誌にも掲載されます。】

毎年、教育委員会への申請が必要です。
なお4月中に申請し、認定がなされれば4月分から援助を受けることができます。
(申請は、蟹江町教育委員会にて随時おこなっています。)

②高校進学後の援助

— 私立高校・私立専修学校高等課程 授業料等軽減補助について —

愛知県では、私立高校や私立専修学校高等課程に通う生徒の保護者の負担を軽くするため、一定の条件を満たす場合に、授業料や入学納付金の一部を補助しています。

◆対象者

- ① 就学支援金の受給者資格認定を受けた者であること（入学後に申請をします。）
- ② 生徒と保護者がともに愛知県に在住していること
- ③ 保護者の所得が下表の所得基準に該当すること

◆補助額

保護者等の「課税標準額×0.06 —市町村民税の調整控除額」	授業料補助額（月額）※ ₁		入学納付金補助額	
	私立高校	私立専修学校※ ₂	私立高校	私立専修学校※ ₂
0円～154,499円 ※ ₃ 参考年収 590万円未満程度	36,300円	33,900円	200,000円	130,000円
154,500円～212,699円 ※ ₃ 参考年収 720万円未満程度	36,300円	33,900円	200,000円	130,000円
212,700円～270,299円 ※ ₃ 参考年収 840万円未満程度	18,200円	17,000円	100,000円	65,000円
270,300円～304,199円 ※ ₃ 参考年収 910万円未満程度	9,900円	9,900円	なし	なし

※₁ 授業料補助額には、国の就学支援金が含まれています。

※₂ 私立専修学校で通信制高校の併修がある場合は、授業料、入学納付金共に追加の補助があります。

※₃ 参考年収は目安であり、両親、中高生の4人世帯で、両親の一方が働いている場合です。

※ 上の表は令和7年度の金額です。

※ 入学納付金が補助金を下回る場合は、入学納付金を限度として補助されます。

◆申し込み方法

入学した私立高校、私立専修学校を通じてお申し込みください。

〈お問い合わせ〉愛知県県民文化局 県民生活部 学事振興課 私学振興室 奨学グループ

電話番号 052-954-7477(ダイヤルイン)

ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/>

◆その他の補助

蟹江町では私立高校や私立専修学校高等課程に在籍する生徒の保護者に対して下記の補助金を交付しています。申請方法など詳細については「広報かにえ」をご覧ください。

- ・私立高等学校授業料減免支援特別事業費補助金（保護者が失職、倒産等の家計急変の場合）
- ・私立高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金（無利息で貸付、卒業すると返還免除）

②高校進学後の援助

— 奨学資金等の貸付について —

愛知県では、高等学校等に在学する生徒の修学を支援するため、奨学金の貸付を行っています。奨学金は無利子の「貸付金」ですので、卒業後に返還する必要があります。

◆愛知県高等学校等奨学金について

① 対象者 以下の3つの条件のすべてにあてはまる必要があります。

- ・親権者または未成年後見人が愛知県に在住していること
- ・高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部又は専修学校高等課程に在学していること
- ・修学に経済的支援を必要とする者

*「経済的支援を必要とする世帯」とは次のいずれかに当てはまる世帯です。

(1) 生徒の父母等の収入が基準額以内である世帯

父母等の収入・・・父母等の市町村民税所得割の課税総所得金額の合計額から、父母等に申請年度の1月1日時点で19歳未満の扶養親族がいる場合は、16歳未満の方一人につき33万円、16歳以上19歳未満の方一人につき12万円を差し引いた後の額

基準額・・・230万円

(2) 生活保護世帯

(3) 市町村民税が減免されている世帯

② 借りられる金額

区分	通学方法	月 額	
私立	自宅通学	30,000円	11,000円 左記の月額と選択可能
	自宅外通学	35,000円	
国公立	自宅通学	18,000円	
	自宅外通学	23,000円	

③ 申し込み方法

- ・入学した高等学校等にお問い合わせください。

支援・各種相談

③スクールカウンセラー

臨床心理に関して高度な専門的知識や経験をもつスクールカウンセラーが、相談に応じます。蟹江町の中学校区にはそれぞれ1名ずつスクールカウンセラーが配属され、概ね、中学校は週に1回、小学校は月に1～2回勤務しています。

◆カウンセリングについて

- ・保護者や児童生徒本人から悩みなどを聴いて、その解決の手助けをします。例えば、いじめや不登校その他の児童生徒の問題行動を解決するために、保護者や児童生徒本人の話を聴いて、必要に応じてアドバイスをしています。

◆相談予約について

- ・カウンセリングの希望がありましたら、お子様が通っている学校の教頭に連絡をしてください。スクールカウンセラーの予定を調整し、後日、保護者の方に相談日時を連絡させていただきます。

町内統一

支援・各種相談

④スクールソーシャルワーカー

子どもたちがよりよい学校生活を送ることができるよう、家庭や学校におけるさまざまな問題の解決に向けて一緒に考えるスクールソーシャルワーカーが、週に1回程度、各学校を巡回しています。

◆スクールソーシャルワーカーとは？

- ・福祉の専門性を持ち、子どもたちの最善の利益を保障するために、学校などにおいてソーシャルワークを行う専門職のことです。
- ・学校だけでなく、子どもと関わるいろいろな機関ともつながって、子どもの周りの環境を整えるお手伝いをします。

◆相談について

- ・スクールソーシャルワーカーに相談を希望される方は、お子様が通学している学校や教育委員会にお問い合わせください。

町内統一

支援・各種相談

⑤通級指導教室「オアシス」

蟹江町の小中学生を対象として通級指導教室「オアシス」を設置しています。通常学級に在籍しており、心身の問題から起きる困難な状況をかかえている児童生徒に、週1時間程度の個に応じた指導をするための教室です。

◆設置校について

- ・「オアシス」は、蟹江小学校、須西小学校、学戸小学校、蟹江中学校にて開設しています。設置されている4校以外の児童生徒は、時間割等の諸条件が整った場合に巡回指導を受けたり、指導の時間だけ他校へ通ったりすることがあります。他校へ通う場合は、原則として送迎が必要となります。

◆入級について

- ・本人・保護者の希望があり、学校長や教育委員会が入級について適当と認めた場合に受けられます。
- ・お子様の様子で気になることがありましたら、お子様が通っている学校の担任へご相談ください。

支援・各種相談 ⑥校内教育支援センター「オリーブ」

蟹江町の中学生を対象として校内教育支援センター「オリーブ」を設置しています。「オリーブ」は、学校生活に困難を抱える生徒に対する居場所づくり及び社会的自立の支援を行うための教室です。

☆「オリーブ」での約束ごと

- ・平日の月曜日から金曜日、午前9時から午後3時までの入室です。
- ・「オリーブ」での活動も出席と同じ扱いになります。

☆「オリーブ」での活動内容

- ・自分に合った学習をしたり、ソーシャルスキルトレーニングなどを行います。
- ・悩み事や心配事について相談できます。

☆入室について

- ・本人・保護者の希望があり、学校長が入室について適当と認めた場合、利用が可能です。
- ・お子様の様子で気になることがありましたら、お子様が通っている学校の担任へご相談ください。

町内統一

支援・各種相談 ⑦蟹江町教育支援センター「あいりす」

「あいりす」は、学校へ行きたくても行けない子どもたちや、休みがちになっている子どもたちを支援する教室です。

「あいりす」では不登校児童生徒への手助けとして、こんなことをめざします。

- 自分の意志で、家から外へ出る習慣を身に付ける。
- 人と話すことが、楽しく感じられるようにする。
- 自信をもって行動し、学校復帰へのきっかけをつかむ。

☆「あいりす」での約束ごと

- ・平日の月曜日から金曜日、午前9時から午後3時までの入室です。
午前のみ、午後のみのお出席でもかまいません。できるところから進めます。
- ・出席は、在籍校での出席と同じ扱いになります。
- ・昼食は給食ですが、お弁当でもかまいません。
- ・実習などの実費以外は無料です。
- ・服装は自由ですが、華美にならないようにしてください。
- ・中学生は制服やジャージを基本とします。

☆「あいりす」での活動内容

- ・自分に合った学習をします。
- ・陶芸やクラフトなどの創作活動をします。
- ・散歩をしたり、運動を楽しんだりします。
- ・気の合う人と話したり、ゲームをしたりして楽しめます。
- ・悩み事や心配事について相談できます。

「あいりす」の見学や相談・入室を希望される場合は、在籍校または教育委員会へ気軽にお問い合わせください。

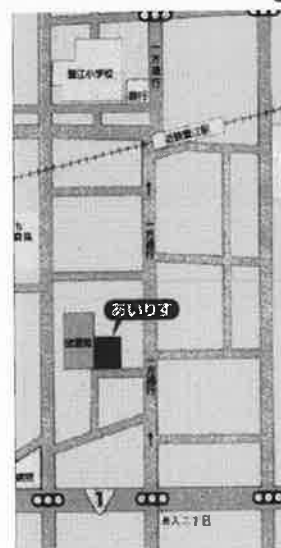
あいりす 住所：蟹江町宝二丁目477番地

TEL：96-4415

教育委員会

TEL：95-1111（内線213）

「あいりす」はどこにあるの？



毎日の生活の中で、お子様に悩みがあったり、心配ごとがあったりした場合には、学校もしくは蟹江町教育委員会までご相談ください。

学校や教育委員会以外でも、教育相談を受け付けている公的な専門機関がたくさんあります。下の表でその一部を紹介させていただきます。学校等には相談しづらい場合、どこに相談したらよいかわからない場合には参考にしてください。

一度電話などで問い合わせしてからご利用ください。

機 関 名	内 容	受 付 時 間 等
こども家庭課 こども家庭センター（保健センター内） 住所 蟹江町西之森七丁目 65 TEL 0567-94-5666	発達が気になる子への支援 発達が気になる子への相談	月～金曜日 9時～17時 （休日、年末年始を除く）
蟹江町教育支援センター「あいりす」 住所 蟹江町宝 2-477 TEL 0567-96-4415	学校生活適応指導 不登校等	月～金曜日 9時～16時
海部児童・障害者相談センター 住所 津島市西柳原町 1-14 TEL 0567-25-8118	子どもの養育に関する相談 子どもの発達に関する相談	月～金曜日（要予約） 9時00分～17時15分
教育相談室 （愛知県総合教育センター） 住所 愛知郡東郷町大字諸輪 字上鉾 68 TEL 0561-38-2217 （一般教育相談） TEL 0561-38-9517 （特別支援教育相談）	一般教育相談 （身体・精神、学業、不登校、いじめ、非行、進路等） 特別支援教育相談	月～金曜日（要予約） 9時～17時 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">愛知県総合教育センターは、令和8年4月より、岡崎市美合町へ移転します。</div>
子どもの人権110番 （名古屋法務局人権擁護部） TEL 0120-007-110	いじめ・虐待など子どもの人権に関する相談	月～金曜日 8時30分～17時15分
教育相談こころの電話 （愛知県教育スポーツ振興財団） TEL 052-261-9671	いじめ・発達・就学など教育全般の電話相談	10時～22時 （年末年始を除く）
あいち発達障害者支援センター 住所 春日井市神屋町 713-8 TEL 0568-88-0849	自閉症やASD、ADHD-症候群などの広汎性発達障害の子ども・保護者への援助	月～金曜日 10時～12時 13時～16時

学割制度

— 「学割」について —

正しくは学生割引とといいます。学校が発行する学生生徒旅客運賃割引証(以下、学割証)と生徒手帳を駅の窓口で提示すると学生割引乗車券が購入できます。

◆ 割引の条件や対象

- 最も一般的なのはJRです。片道 101 km 以上の場合、運賃が 2 割引されます。
- 周遊きっぷ、往復割引など、他の割引とも組み合わせ利用できます。ただし、往路と復路をそれぞれ片道で利用する場合は、学割証が 2 枚必要です。
- JR以外にも、一部の私鉄や高速バス、フェリーなどでも利用できます。

◆ 申請の手順

①「学割証交付願」を提出します

学割証を希望される場合は、担任にお知らせください。学割証交付願をお渡ししますので、必要事項を記入し、担任に提出してください。

②学生割引乗車券を購入します

学割証交付願に基づき学割証を発行しお渡ししますので、学割証と生徒手帳を駅の窓口などに提示し、学生割引乗車券(*)を購入してください。

*名称は交通機関、種別によって違う場合があります。

③旅行するときは…

生徒手帳の提示を求められる場合がありますので、学生割引乗車券を利用する場合には生徒手帳を携帯してください。

◆ Q&A

Q. 学校が発行する学割証の有効期間はどれくらいですか？

A. 発行日から 3 ヶ月間です。

Q. もし、学割証が不要になった場合はどうすればいいのですか？

A. 担任に返却してください。

Q. 特急券も学割の対象になりますか？

A. なりません。学割は乗車券にのみ適用されます。

× 毛

Handwriting practice lines consisting of multiple horizontal dotted lines.



【発行】 蟹江町立蟹江中学校

〒497-0030 蟹江町宝三丁目20番地

Tel 95-2057 Fax 96-2947

【監修】 蟹江町教育委員会

〒497-8601 蟹江町学戸三丁目1番地 (蟹江町役場内2F)

Tel 95-1111